

## 19. 船員労働の概況

### [1] 船員の最低賃金の概要

令和元年度、国土交通大臣決定の最低賃金は、遠洋まぐろ、大型いか釣りを除く業種が諮問され、改正が行われた。

九州運輸局長決定の最低賃金は、4業種全てについて、令和元年8月15日に諮問され、改正に向けての作業が進められている。

#### (1) 内航鋼船及び木船運航業最低賃金(月額)

表-3

賃金額 適用地域	最低賃金					効力発生 年月日
	職員		はしけ長	部員		
	(注)若年船員	海上経験3年 未満の部員				
全国	円 249,550	円 233,100	円 —	円 190,950	円 181,650	R2.1.17
九州運輸局	248,450	232,000	248,450	189,850	180,550	R1.5.12

(注) 若年船員 船舶職員養成施設のうち特定の養成施設の課程を修了した後の勤務期間が、当該課程ごとに定める期間に満たない者

#### (2) 海上旅客運送業最低賃金(月額)

表-4

賃金額 適用地域	最低賃金		効力発生 年月日
	職員	部員	
全国	円 246,450 事務部職員 192,350	円 185,000	R2.1.17
九州運輸局	243,650	176,010	R1.5.12

#### (3) 漁業最低賃金(月額)

表-5

賃金額 適用地域	最低賃金(一人歩船員)					効力発生 年月日
	遠洋まぐろ	大型いか釣り	沖合底びき網	大中型まき網		
				特例地区		
全国	円 199,300	円 203,300	円 —	円 —	円 —	H26.12.20
九州運輸局	—	—	185,000	195,000	180,500	R1.5.12

※大中型まき網特例地区 大分県